

青森市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十五年青森市条例第六号)の一部改正【第三条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 第十九条第四項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十三条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十五条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第十一条 [略]</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 第十九条第四項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 第三十三条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>五 第三十五条第三項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p>
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第十三条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理</p>

改正後	改正前
<p>上支障がない場合は、_____</p> <p>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 [略]</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p><u>2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>一 <u>入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>二 <u>当該軽費老人ホームの設置者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>3 軽費老人ホームの設置者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定</u></p>	<p>上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>4～12 [略]</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二十九条 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下こ</p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十条 軽費老人ホームの設置者は、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項_____</p>

改正後	改正前
<p><u>の条において単に「重要事項」という。）</u> を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、<u>重要事項</u> _____を記載した書面を当該軽費老 人ホームに備え付け、かつ、これをいつ つでも関係者に自由に閲覧させること により、<u>前項</u>の規定による掲示に代え ることができる。</p> <p>3 <u>軽費老人ホームの設置者は、原則とし</u> <u>て、重要事項をウェブサイトに掲載しな</u> <u>ければならない。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第三十七条 軽費老人ホームの設置者及び その職員は、作成____、保存その他こ れらに類するもののうち、この条例の規 定において書面（書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識すること ができる情報が記載された紙その他の有体 物をいう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されている又は想定さ れるもの（次項に規定するものを除く。） については、書面に代えて、当該書面に 係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方 式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であつ て、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。）により行うことが</p>	<p>_____</p> <p>を掲示しなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの設置者は、<u>前項に規</u> <u>定する事項</u>を記載した書面を当該軽費老 人ホームに備え付け、かつ、これをいつ つでも関係者に自由に閲覧させることによ り、<u>同項</u>の規定による掲示に代えること ができる。</p> <p>[追加]</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第三十七条 軽費老人ホームの設置者及び その職員は、作成、<u>交付</u>、保存その他こ れらに類するもののうち、この条例の規 定において書面（書面、書類、文書、謄 本、抄本、正本、副本、複本その他文字、 図形等人の知覚によって認識すること ができる情報が記載された紙その他の有体 物をいう。以下この条において同じ。） で行うことが規定されている又は想定さ れるもの（次項に規定するものを除く。） については、書面に代えて、当該書面に 係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方 式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であつ て、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。）により行うことが</p>

改正後	改正前
<p>できる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、_____ 他のの事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～10 [略]</p>	<p>できる。</p> <p>2 [略]</p> <p>附 則 (軽費老人ホームA型の職員配置の基準)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にあ</u> <u>る</u>他のの事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>5～10 [略]</p>